

令和4年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第4号

令和4年3月4日(金)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	総務課長	遠藤	龍太郎君
財政課長	熊谷	有司君	まちづくり政策課長	千葉	昭君
復興定住推進課長	武藤	亨介君	税務課長	小野	純一君
町民課長	片倉	剛君	保健福祉課長	鎌田	光一君
農政商工課長	高橋	優君	地域整備課長	三浦	光君
会計管理者	伊藤	義継君	学校教育課長	菅野	直人君
社会教育課長	赤間	良悦君	代表監査委員	雫石	顕君

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

議事日程第4号

令和4年3月4日(金曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第 2	議案第 3 2 号	令和 4 年度大郷町一般会計予算
日程第 3	議案第 3 3 号	令和 4 年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 3 4 号	令和 4 年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第 5	議案第 3 5 号	令和 4 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6	議案第 3 6 号	令和 4 年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第 7	議案第 3 7 号	令和 4 年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 8	議案第 3 8 号	令和 4 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算
日程第 9	議案第 3 9 号	令和 4 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第 1 0	議案第 4 0 号	令和 4 年度大郷町水道事業会計予算

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 3 2 号	令和 4 年度大郷町一般会計予算
日程第 3	議案第 3 3 号	令和 4 年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 3 4 号	令和 4 年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第 5	議案第 3 5 号	令和 4 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6	議案第 3 6 号	令和 4 年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第 7	議案第 3 7 号	令和 4 年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 8	議案第 3 8 号	令和 4 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算
日程第 9	議案第 3 9 号	令和 4 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第 1 0	議案第 4 0 号	令和 4 年度大郷町水道事業会計予算

午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、10番高橋重信議員及び11番石垣正博議員を指名いたします。

日程第2	議案第32号	令和4年度大郷町一般会計予算
日程第3	議案第33号	令和4年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第4	議案第34号	令和4年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第5	議案第35号	令和4年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第36号	令和4年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第7	議案第37号	令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第8	議案第38号	令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算
日程第9	議案第39号	令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第10	議案第40号	令和4年度大郷町水道事業会計予算

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第32号 令和4年度大郷町一般会計予算、日程第3、議案第33号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第34号 令和4年度大郷町介護保険特別会計予算、日程第5、議案第35号 令和4年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議案第36号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計予算、日程第7、議案第37号 令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算、日程第8、議案第38号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算、日程第9、議案第39号 令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、日程第10、議案第40号 令和4年度大郷町水道事業会計予算を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第32号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第32号につきまして提案理由の説明を申し上げます。予算書2ページをお開きください。

議案第32号 令和4年度大郷町一般会計予算。

令和4年度大郷町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億3,000万円とす

る。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、令和4年度予算の概要につきまして御説明をいたします。

予算の総額は51億3,000万円、前年比3,000万円の増で、前年度を上回る予算となりました。

これは、経年劣化による大郷小・中学校外壁等修繕工事、中粕川地区復興まちづくり防災拠点等造成工事、中粕川地区並びに中村原地区の分譲地の不動産売払いに伴う公共施設整備基金積立てが増となったことが主な要因でございます。

歳出の概要につきましては、継続事業であります、町道土橋明ヶ沢線道路改良工事、町道柏木原小梁川線測量設計業務、安戸川、味明川の緊急浚渫工事、新規事業としては、先ほど申し上げました大郷小・中学校外壁等修繕工事、児童館及び郷郷ランドの防犯カメラ設置工事、川内地区の防火水槽設置工事などを計上したところでございます。

歳入面ですが、まず町税関係ですが、町民税におきまして、総所得金

額及び納税義務者が増加傾向にあること、また、固定資産税において、前年度コロナ特例で減免となっていました家屋償却資産の課税再開による増などが見込まれることから、当初予算ベースの対前年比11.4%の増となっております。

次に、交付金関係です。令和4年度の国の地方財政対策において、一般財源の総額が63.9兆円と、前年比1.1%の増とされております。内訳としては、地方特例交付金等並びに臨時財政対策債の減が見込まれるものの、地方税、地方交付税並びに地方譲与税の増が見込まれることによるものでございます。地方交付税は全国ベースで前年比3.5%の増額するものとなっておりますが、本町では前年度同額の13億4,000万1,000円の計上をしたところでございます。

財源措置としましては、令和4年度においても、ハード事業について関係する国・県支出金を計上したほか、地方債及び公共施設整備基金繰入れなどの予算措置を講じております。

また、歳入につきましては、不確定要素があることから、財政調整基金などからの繰入れにより収支均衡を図っており、基金繰入金は前年比6,011万7,000円減の5億5,897万1,000円を、また、町債は1億3,728万8,000円減の3億3,470万円を計上し、財源調整を図っているものでございます。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する子育て支援、定住促進事業及び被災住宅再建支援事業等については、前年度同様、未来づくり基金を充当しております。

概要につきましては以上でございます。

続きまして、3ページの第1表により、款項ごとに主な内容を説明いたします。

歳入です。

第1款町税。全体では11億7,513万4,000円で前年比1億2,033万1,000円の増となっております。町民税におきまして、総所得金額及び納税義務者が増加傾向にあること、また、固定資産税において、前年度コロナ特例で減免となっていた家屋償却資産の課税再開による増などが見込まれることから増額予算としたものです。

うち、第1項町民税は3億1,632万円で、前年比1,977万円の増でございます。個人町民税、法人町民税ともに増となるものでございます。

第2項固定資産税は7億4,192万2,000円で、前年比9,565万1,000円の増でございます。

第3項軽自動車税は2,978万6,000円で、前年比137万2,000円の増でございます。

第4項町たばこ税8,527万3,000円で、前年比373万9,000円の増でございます。

第5項入湯税183万3,000円で、前年比20万1,000円の減となっております。

第2款地方譲与税3,757万9,000円で、前年比478万円の増となっております。

第1項地方揮発油譲与税は1,120万円で、前年比390万円の増となっております。

第2項自動車重量譲与税は2,250万円で、前年同額での計上でございます。

第3項地方道路譲与税は1,000円です。科目計上のみでございます。

第4項森林環境譲与税は387万8,000円で、前年比88万円の増となっております。

第3款利子割交付金第1項利子割交付金27万1,000円です。前年比10万5,000円の減となっております。県の見込みによるものでございまして、以下の交付金も同様でございます。

第4款配当割交付金第1項配当割交付金171万1,000円で、前年比6万4,000円の減となっております。

第5款株式等譲渡所得割交付金第1項株式等譲渡所得割交付金193万9,000円で、前年比76万1,000円の増でございます。

第6款法人事業税交付金第1項法人事業税交付金1,752万6,000円で、前年比434万3,000円の増でございます。

第7款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金1億9,396万8,000円で、前年比2,124万5,000円の増となっております。

第8款ゴルフ場利用税交付金第1項ゴルフ場利用税交付金5,900万円で、前年同額の計上でございます。ゴルフ場利用税につきましては廃止の議論もある中、昨年11月のゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟の要請活動などにより、令和4年度の廃止は見送られたものでございます。

第9款環境性能割交付金第1項環境性能割交付金449万2,000円です。前年比14万9,000円の増となっております。

第10款地方特例交付金第1項地方特例交付金470万円で前年比310万円の増となっております。

次ページでございます。

第11款地方交付税第1項地方交付税13億4,000万1,000円。内訳として、普通交付税につきましては12億6,000万円で前年度同額計上でございます。特別交付税につきましては8,000万円で、前年同額の計上でございます。震災復興特別交付税1,000円でございます。前年同額で科目計上でございます。

第12款交通安全対策特別交付金第1項交通安全対策特別交付金75万円で、前年同額の計上でございます。

第13款分担金及び負担金408万3,000円で、前年比2万6,000円の増でございます。

第1項負担金につきましては408万3,000円で、2万6,000円の増となっております。放課後児童クラブ保育料、障害福祉サービス費等の増により、増額計上となったものでございます。

第14款使用料及び手数料7,574万3,000円で、前年比331万7,000円の増でございます。

第1項使用料は5,260万1,000円で、前年比175万2,000円の増でございます。住民バス乗車料、町営住宅使用料などがございます。住民バス乗車料は、利用者の増により、増額計上となるものでございます。

第2項手数料2,314万2,000円です。前年比156万5,000円の増でございます。戸籍諸証明手数料、廃棄物搬入手数料などがございます。

第15款国庫支出金は5億6,883万6,000円で、前年比2,980万9,000円の増でございます。

第1項国庫負担金は3億1,975万3,000円で、前年比1,411万円の増で、児童手当負担金、認定こども園関連の子どものための教育・保育給付費負担金、障害福祉サービス費負担金、3回目接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種費負担金などが主なものでございます。

第2項国庫補助金は2億3,788万6,000円で、前年比1,478万6,000円の増でございます。子ども・子育て支援交付金、町道改良、中粕川地区のまちづくり事業の防災拠点整備事業に係る社会資本整備総合交付金、大郷小中学校外壁等修繕工事に係る学校施設環境改善交付金、3回目接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金が主なものでございます。

第3項委託金は1,119万7,000円で、前年比91万3,000円の増でございます。基礎年金等事務費交付金、粕川地区堤防除草作業委託金が主なものでございます。

第16款県支出金は2億9,387万4,000円で、前年比1,501万9,000円の減でございます。

第1項県負担金は1億6,699万6,000円で、前年比435万5,000円の増でございます。児童手当負担金、国保後期基盤安定負担金、障害福祉サービス費負担金、認定こども園関連の子どものための教育・保育給付費負担金などが主なものでございます。

第2項県補助金は1億573万6,000円で、1,505万2,000円の減となっております。障害者医療費補助金、子ども・子育て支援交付金、認定こども園関連の施設型給付費等補助金、多面的機能支払交付金、仮設住宅維持管理等補助金、不登校対策としてのみやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業費補助金、市町村振興総合補助金が主なものでございます。

第3項委託金は2,114万2,000円で、前年比432万2,000円の減でございます。個人県民税徴収取扱費委託金、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金、参議院議員選挙執行経費が主なものでございます。

第17款財産収入5,296万5,000円で、前年比74万7,000円の増でございます。

第1項財産運用収入は5,296万2,000円で、前年比74万7,000円の増でございます。町有財産貸付収入及び各種基金利子の収入でございます。鈴幸商店の貸付に伴う町有財産貸付収入の増などにより、増額となったものでございます。

第2項財産売払収入は3,000円で、科目計上でございます。

第18款寄附金第1項寄附金1億1,000万1,000円で、前年同額の計上です。ふるさと納税に関する寄附金でございます。

第19款繰入金は6億7,862万8,000円で、前年比298万9,000円の増でございます。

第1項基金繰入金は5億5,897万1,000円で、前年比6,011万7,000円の減でございます。ハード事業に関します裏負担分の財源及び一般財源不足による財政調整基金などからの繰入れによるものでございます。

第2項特別会計繰入金は1億1,965万7,000円で、前年比6,310万6,000円の増となっております。中村原地区、中粕川地区の分譲地売払収入分を宅地分譲事業特別会計から繰り入れるものなどでございます。

次ページ、5ページをお開き願います。

第20款繰越金第1項繰越金は4,000万円で、前年同額の計上でございます。

第21款諸収入1億3,409万9,000円で、前年比912万1,000円の減ござ

います。

第1項延滞金加算金及び過料は5万円で、町税延滞金で前年同額の計上となっております。

第2項町預金利子は3,000円で、普通預金の運用利子で前年同額の計上でございます。

第3項貸付金元利収入は3,223万円で、前年比258万1,000円の減でございます。奨学資金「未来づくり事業」、災害援護資金、地域総合整備資金などの各貸付金の返済金でございます。

第4項受託事業収入は973万2,000円で、前年比319万2,000円の減となっております。高齢者保健事業と介護予防等一体的実施事業収入及び農地中間管理事業事務委託費等でございます。

第5項雑入は5,008万4,000円で、前年比174万8,000円の減でございます。各種検診自己負担金、学校給食費収入などでございます。

第6項ポートピア事業交付金は3,100万円で、来場者数の減などにより、前年比60万円の減を見込んでおるところでございます。

第7項場外馬券場所在区市町村交付金は1,100万円で、来場者数の減により、前年比100万円の減を見込んでおるところでございます。

第22款町債第1項町債は3億3,470万円で、前年比1億3,728万8,000円の減となっております。内訳としまして、土木債につきましては、土橋明ヶ沢線及び柏木原小梁川線の道路改良工事などに係る公共事業等債1,530万円、安戸川、味明川堆積土砂の掘削に係る緊急浚渫推進事業債6,220万円、中粕川地区防災拠点整備事業に係る公共事業等債6,850万円。農業債につきましては、前川地区圃場整備事業に係る公共事業等債320万円。臨時財政対策債は4,890万円となっております。教育債につきましては、大郷中学校外壁等修繕事業及びバックネット改修事業に係る学校教育施設等整備事業債8,360万円。大郷小学校外壁等修繕事業に係る学校教育施設等整備事業債4,600万円。総務債につきましては、防災行政無線バッテリー交換工事に係る緊急防災・減災事業債700万円でございます。

以上、歳入合計51億3,000万円でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明をいたします。

6ページを御覧いただきます。

第1款議会費第1項議会費9,845万6,000円で、前年比104万4,000円の減でございます。議員報酬、費用弁償並びに事務局職員給料が主なものでございます。議員期末手当の支給率及び議員共済組合負担金の負担率

の改正などにより、減額となったものでございます。

第2款総務費は11億3,044万4,000円で、前年比1億5,338万円の増となっております。

第1項総務管理費10億431万1,000円です。前年比1億4,834万9,000円の増となっております。総務部門のうち職員人件費、行政区運営費、公有財産及び情報システム管理費、ふるさと応援寄附関連経費、住民バス運行経費、交通防災対策費、夏祭り事業費などに係るものでございます。中粕川地区、中村原地区の分譲開始に伴う公共施設整備基金及び庁舎建設基金積立ての増などにより、増額となったものでございます。また、全職員の人件費のうち、通常の間外勤務手当につきましては、前年比1割減の約130万円の削減をしたところでございます。

第2項徴税費7,946万7,000円で、前年比1,217万円の増でございます。職員人件費並びに経常的な賦課徴収経費でございます。令和4年度評価替えに伴う土地鑑定評価業務及び航空写真撮影業務の増などにより、増額となったものでございます。

第3項戸籍住民基本台帳費3,643万8,000円で、前年比524万円の増でございます。職員人件費、住民基本台帳、戸籍システム運用経費などがございます。戸籍情報システム改修業務の増などにより、増額となったものでございます。

第4項選挙費849万4,000円で、前年比1,173万2,000円の減となっております。選挙管理委員会費、参議院議員選挙等の経費でございます。前年度、町長選挙、宮城県知事選挙、衆議院議員選挙が行われたことから、減額となったものでございます。

第5項統計調査費34万6,000円で、前年比60万1,000円の減でございます。各種統計調査の経費などがございます。前年度に計上しておりました経済センサスの終了などにより、減額となったものでございます。

第6項監査委員費138万8,000円で、前年比4万6,000円の減でございます。監査委員の報酬、費用弁償、研修旅費などがございます。

第3款民生費12億2,206万9,000円で、前年比2,740万6,000円の増でございます。

第1項社会福祉費で7億4,010万8,000円で、前年比2,265万円の増でございます。職員人件費、各種福祉関係経費、国保等各特別会計への繰出金、後期高齢者医療広域連合への負担金などを計上してございます。地域福祉計画、障害福祉計画策定業務、配食サービス利用件数の増に伴う高齢者在宅福祉事業、敬老祝金の増及び65歳以上で聴覚障害による身体

障害者手帳を所持しない方への補聴器購入助成事業の創設などにより、増額となったものでございます。

第2項児童福祉費4億8,088万1,000円で、前年比475万6,000円の増でございます。認定こども園経費、児童館防犯カメラ設置工事などの児童館運営経費、すこやか子育て医療費助成などがございます。認定こども園の公定価格の上昇並びに放課後等デイサービス利用者の増などにより、増額となったものでございます。

第3項災害救助費108万円でございます。応急仮設住宅談話室等の維持管理費等でございます。前年同額の計上でございます。

第4款衛生費4億3,249万円で、前年比2,773万3,000円の増でございます。

第1項保健衛生費1億9,457万9,000円で、前年比1,980万2,000円の増でございます。職員人件費、各種検診、予防接種経費、生活環境対策費、戸別合併処理浄化槽特別会計繰出金、保健センター管理費などがございます。子宮頸がんワクチン接種業務の増などにより、増額となったものでございます。

第2項病院費7,125万2,000円で、前年比347万4,000円の減でございます。公立黒川病院の負担金並びに出資金でございます。

第3項清掃費1億6,665万9,000円で、前年比1,138万9,000円の増でございます。ごみ処理、し尿処理の黒川行政負担金及びごみ収集運搬業務などがございます。ごみ焼却処分の黒川行政負担金の増により、増額となったものでございます。

第5款農林水産業費2億3,234万3,000円で、前年比9,291万6,000円の減でございます。職員の人件費、農業委員会運営費、農地耕作条件改善事業補助金等各種団体の補助金、開発センター指定管理料委託金、農集排特別会計繰出金及び排水機場の補修並びに機能保全、前川地区県営圃場整備事業調査費負担金並びに前川地区県営圃場整備促進計画業務。長寿命化計画で建物の現状調査を行った結果、早急な対応が必要と判断された縁の郷の宿泊棟及び浄化槽等の修繕工事などについて計上しております。新規事業としては、イノシシ被害が増加傾向にあることから、わな猟免許取得及び更新経費についての補助制度を創設いたします。

第2項林業費587万6,000円で、前年比91万3,000円の増でございます。松くい虫被害木の伐倒業務、黒川森林組合出資金、森林環境整備基金積立てなどがございます。

第6款商工費第1項商工費3,874万5,000円で、前年比1,479万9,000円

の増でございます。職員人件費、くろかわ商工会補助、割増商品券発行事業補助、小規模事業者経営改善資金利子補給、くろかわ創業支援事業補助金、消費生活相談経費などがございます。

第7款土木費5億7,831万7,000円で、前年比3億6,491万4,000円の減でございます。

第1項土木管理費3,138万6,000円で、前年比743万8,000円の減でございます。職員人件費等管理経費の計上でございます。

第2項道路橋梁費8,405万3,000円で、前年比612万4,000円の増でございます。除草、敷き砂利業務、緊急維持工事などを計上したほか、町道土橋明ヶ沢線改良工事、町道柏木原小梁川線測量設計業務、町道吉ヶ沢屋敷線道路改良工事に伴うN T T柱移転補償費、橋梁点検業務及び橋梁長寿命化修繕計画策定業務などを計上したものでございます。

第3項河川費7,093万8,000円で、前年比5万2,000円の減でございます。粕川地区堤防除草業務、安戸川、味明川の河川緊急浚渫工事が主なものでございます。

7ページをお開きください。

第4項住宅費472万6,000円で、前年比1億8,209万9,000円の減でございます。町営住宅の維持管理経費などがございます。前年度、希望の丘団地の屋根、外壁等修繕工事、災害公営住宅の敷地造成工事の完了により、大幅に減額となったものでございます。

第5項都市計画費3億8,721万4,000円で、前年比1億8,144万9,000円の減でございます。郷郷ランド防犯カメラ設置工事など公園管理費、下水道事業特別会計及び宅地分譲事業特別会計への繰出金のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業として住宅リフォーム助成金、定住促進事業補助金、移住支援事業補助金、被災住宅再建支援金、防災住環境整備支援事業補助金、地方創生推進連絡協議会補助金、地域おこし協力隊に関する費用、東日本台風の復興事業として中粕川地区防災拠点施設整備関連経費などを計上しております。

第8款消防費第1項消防費2億3,508万7,000円で、前年比2,536万7,000円の増でございます。消防団員報酬及び今年度新設する地震等の災害時出動報酬、費用弁償及び黒川行政への消防費負担金などがございます。なお、今年度事業としまして、川内地区の防火水槽設置工事等を計上してございます。

第9款教育費7億2,749万9,000円で、前年比2億3,326万7,000円の増でございます。

第1項教育総務費は7,885万4,000円で、前年比225万9,000円の減でございます。教育委員並びに職員人件費、奨学資金貸付金、外国語指導助手経費、不登校対策としての子どもの心のケアハウス事業、学校教育充実のため指導主事配置事業などが主なものでございます。

第2項小学校費1億7,689万7,000円で、前年比7,937万円の増でございます。教材備品購入費、教員補助者設置費用、スクールバス運行経費、小学校施設管理費などがございます。なお、今年度事業としまして、大郷小学校外壁等修繕工事などにより、大幅に増額となったものでございます。

第3項中学校費2億2,943万9,000円で、前年比1億7,763万4,000円の増でございます。内容につきましては小学校と同様で、今年度事業としまして、大郷中学校外壁等修繕工事などにより、大幅に増額となったものでございます。

第4項社会教育費8,502万2,000円で、前年比113万3,000円の減でございます。人件費、各種社会教育及び公民館事業運営費、社会教育施設維持管理費経費などがございます。

第5項保健体育費1億5,728万7,000円で、前年比2,034万5,000円の減でございます。職員の人件費、社会体育事業及び学校給食に関する経費、学校給食費実質無償化事業、秋まつり事業費などがございます。人事異動などによる職員人件費の減などにより、減額となったものでございます。

第10款災害復旧費、前年比3,000円の減でございます。第1項東日本大震災災害復旧費1,000円で、東日本大震災復興基金の利子積立て分でございます。

第2項公共土木施設災害復旧費1,000円、第3項農林水産施設災害復旧費1,000円につきましては、科目計上でございます。

第11款公債費第1項公債費4億2,454万7,000円で、前年比600万8,000円の増でございます。通常債に係ります元金3億9,689万7,000円、災害援護資金貸付金償還元金が682万1,000円でございます。通常債に係る利子のほうが2,582万9,000円となっております。

最後に、第12款予備費第1項予備費1,000万円でございます。前年同額の計上でございます。

歳出合計51億3,000万円でございます。

続きまして、8ページを御覧いただきます。

第2表 債務負担行為について説明をいたします。

債務負担行為は、地方自治法第214条の規定により、複数年度の事業について限度額の議決を求めるものでございます。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

1、男女共同参画基本計画策定業務で、期間は令和4年度から5年度までで、限度額を253万円とするものでございます。男女共同参画基本法に基づき、国や県の計画を勘案して作成するものでございます。

2、障害福祉計画策定業務。期間は令和4年度から5年度までで、限度額を304万7,000円とするものです。本町の障害者の状況等を的確に把握し、本町が取り組むべき課題や障害者施策の方向性、サービス目標量等を定める障害福祉計画等を策定するものでございます。

3、小規模事業者経営改善資金利子補給。期間は令和4年度から7年度までで、限度額を142万3,000円とするものです。資金融資の利用者に対して、1%の利子補給を3年間にわたり実施するものでございます。

4、大郷町奨学資金貸与、令和4年度貸付分。期間は令和4年度から7年度までで、限度額を1,080万円とするものでございます。令和4年度貸付者に係るものでございます。

続きまして、9ページを御覧いただきます。

第3表 地方債について説明をいたします。

1、臨時財政対策債で、令和4年度地方財政対策に基づく発行見込額によるものでございます。限度額は4,890万円でございます。起債の方法は証書借入で、利率につきましては5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行ったものにおいては当該見直し後の利率とし、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または、繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとしており、臨時財政対策債につきましては、後年度100%交付税措置されるものでございます。

2、道路等整備事業。社会資本整備総合交付金事業。内容としましては、町道改良工事、測量設計業務に係るものでございます。限度額は1,530万円で、起債の方法、利率、償還方法は前記と同様でございます。本事業に係る充当率は、補助裏に対する90%で、充当率のうち財源対策部分である40%部分に対し、50%の交付税措置が講じられるものでございます。

3、緊急浚渫推進事業。河川の堆積土砂の浚渫に係るものでございま

す。限度額は6,220万円で、起債の方法、利率、償還方法は前記と同様でございます。本事業に係る充当率は100%で、充当率のうち70%の交付税措置が講じられるものでございます。

4、都市防災総合推進事業。中粕川地区の防災拠点整備事業に係る起債でございます。限度額が6,850万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様でございます。本事業に関する充当率は、補助残に対し90%、充当率のうち本来分の80%の57%が、財対分10%のうち50%が、交付税措置が講じられるものでございます。

5、圃場整備事業。前川地区県営圃場整備事業調査費負担金に係る起債でございます。限度額が320万円でございまして、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様でございます。本事業に関する充当率は補助残に対し90%。充当率のうち、財源対策部分であります40%部分に対し、50%の交付税措置が講じられるものでございます。

6、学校教育施設等整備事業。大郷小・中学校外壁等修繕工事等に係る起債でございます。限度額が1億2,960万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様でございます。本事業に関する充当率は、補助残に対して75%で、交付税措置はございません。

7、緊急防災・減災事業。防災行政無線バッテリー交換工事に係る起債でございます。限度額は700万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様でございます。本事業に関する充当率は100%で、充当率のうち70%の交付税措置が講じられるものでございます。

地方債合計3億3,470万円でございます。

以上で、議案第32号についての提案理由の説明を終了いたします。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第32号について説明を終わります。

次に、議案第33号及び議案第35号について説明を求めます。町民課長。
町民課長（片倉 剛君） それでは、議案第33号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の116ページを御覧ください。

議案第33号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計予算。

令和4年度大郷町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億898万6,000円

と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は4,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

次に、予算の概要を申し上げます。

予算の総額は9億898万6,000円で、令和3年度当初予算と比較すると1,331万2,000円、率にして1.5%の増となりました。被保険者の高齢化や医療の高度化を考慮し、1人当たりの医療費の増加が見込まれるため、増額となったものでございます。

117ページを御覧ください。

それでは、第1表 歳入歳出予算について、歳入から款項ごとに説明いたします。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税1億5,204万円は、保険税の収納見込額で、前年と比較し924万3,000円、率にして5.7%の減でございます。

2款使用料及び手数料第1項手数料5万円は、保険税の督促手数料でございます。

第3款県支出金第1項県補助金6億9,461万5,000円は、保険給付費の額により交付される普通交付金と、各種事業への取組状況等に応じて交付される特別交付金でございます。

第4款財産収入第1項財産運用収入6万7,000円は、財政調整基金及び高額療養費資金等貸付基金の預金利子でございます。

第5款繰入金第1項他会計繰入金4,992万8,000円は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金及び事務費に対する一般会計からの繰入金でございます。

同じく第2項基金繰入金1,228万1,000円は、国保財政調整基金からの

繰入れで、財源調整のための基金繰入でございます。

第6款繰越金第1項繰越金1,000円は、前年度からの繰越金で、科目計上でございます。

第7款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1,000円は、保険税の延滞金で、科目計上でございます。

同じく第2項雑入3,000円は、交通事故など第三者行為に係る納付金等を見込んでおります。

以上、歳入合計9億898万6,000円でございます。

続きまして、118ページの歳出について御説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費270万3,000円は、レセプト点検業務等の国保事務共同処理委託料及び国保連合会への負担金などに要する経費でございます。

第2項徴税費494万円は、保険税の賦課徴収に係る経費、保険税の完納報奨金などです。また、令和2年度から実施している18歳未満の被保険者に係る均等割相当額の補助事業を令和4年度も継続いたします。

第3項運営協議会費24万9,000円は、国保運営協議会に要する経費でございます。

第2款保険給付費第1項療養諸費5億8,162万6,000円は、療養給付費等の国保連合会への負担金です。被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、昨年と比較して1,184万円、率にして2.1%の増となっております。

第2項高額療養費8,601万円は、一般被保険者に係る高額療養費の計上でございます。

第3項移送費1,000円につきましては、科目計上でございます。

第4項出産育児諸費252万2,000円は、6件分の出産育児一時金でございます。

第5項葬祭諸費75万円は、15件分の葬祭費でございます。

第6項傷病手当諸費48万円は、新型コロナウイルス感染症対策としての傷病手当金でございます。

第3款国民健康保険事業費納付金第1項医療給付費分1億4,502万3,000円は、被保険者の医療給付費として県に納付するものでございます。

第2項後期高齢者医療支援金等分5,348万6,000円は、被保険者に係る後期高齢者医療支援金等に対応する県への納付金でございます。

第3項介護納付金分1,566万7,000円は、40から64歳の被保険者に係る

介護納付金に対応する県への納付金でございます。

第4款共同事業拠出金第1項共同事業拠出金1,000円は、科目計上でございます。

第5款保健事業費第1項特定健康審査等事業費1,089万2,000万円は、特定健康審査及び特定保健指導に要する経費でございます。

第2項保健事業費256万7,000円は、国保制度及び健康増進に係る啓蒙啓発、医療費通知、各種住民健診に対する助成など、疾病予防対策事業に要する経費でございます。

第6款基金積立金第1項基金積立金6万7,000円は、財政調整基金に係る利子積立金でございます。

第7款諸支出金第1項償還金及び還付加算金100万1,000円は、過年度分の保険税還付金でございます。

第2項繰出金1,000円は、一般会計への繰出金で、科目計上でございます。

第8款予備費第1項予備費は昨年同様100万円を計上しております。

以上、歳出合計9億898万6,000円でございます。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

続きまして、議案第35号の提案理由を御説明申し上げます。

予算書の152ページを御覧ください。

議案第35号 令和4年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算。

令和4年度大郷町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,263万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、予算の概要を申し上げます。

予算の総額は9,263万9,000円で、令和3年度当初予算と比較すると961万8,000円、率にして11.6%の増となりました。主な要因は、団塊の世代の方々が75歳になることによる被保険者の増によるものでございます。

歳入につきましては、特別徴収と普通徴収による保険料、一般会計か

らの保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

歳出につきましては、保険料の徴収経費と広域連合に対する納付金が主なものでございます。

153ページを御覧ください。

それでは、第1表 歳入歳出予算にて、歳入から款項ごとに御説明いたします。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料6,613万4,000円は、年金からの特別徴収及び普通徴収による保険料でございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料1万円は、保険料の督促手数料でございます。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金2,638万2,000円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、一般会計からの繰入金でございます。

第4款繰越金第1項繰越金1,000円は、前年度繰越金で、科目計上でございます。

第5款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1,000円も、科目計上でございます。

第2項償還金及び還付加算金11万円は、広域連合からの還付金や還付加算金でございます。

第3項雑入1,000円は、科目計上でございます。

以上、歳入合計9,263万9,000円でございます。

続きまして、154ページの歳出について御説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費65万3,000円は、保険証発送などの一般事務に要する経費でございます。令和4年度はシステム改修が見込まれていないことから、昨年度より100万3,000円の減額となっております。

第2項徴収費2万9,000円は、徴収事務に要する経費でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金9,174万6,000円は、徴収した保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金11万円は、過年度分の保険料還付金及び還付加算金でございます。

第2項繰出金1,000円は、一般会計への繰出金で、科目計上でございます。

第4款予備費第1項予備費は10万円の計上でございます。

以上、歳出合計9,263万9,000円でございます。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第33号、議案第35号につきまして、事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜るようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第33号及び議案第35号について説明を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午 前 10時56分 休 憩

午 前 11時06分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、議案第34号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、議案第34号につきまして御説明申し上げます。

予算書132ページをお開き願います。

議案第34号 令和4年度大郷町介護保険特別会計予算。

令和4年度大郷町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億284万2,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月1日 提出

まず、概要でございます。

令和4年度の予算の設計に当たりましては、第8期介護保険事業計画により編成をいたしました。令和3年度の執行実績を勘案して積算を行ったものでございます。予算の総額は11億284万2,000円で、前年対比で4,300万3,000円の増でございます。総務費では令和6年度からの大郷町高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画の策定に着手することに伴い、関連経費を計上するほか、保険給付費につきましても実績等を考慮し、前年比約4,000万円の増を見込みまして、約10億3,600万円としたところでございます。基金繰入金額につきましても、計画の範囲内に収まっておりますので、安定的な財政運営が行われるものと見込んでおります。

それでは、133ページの第1表によりまして、款項ごとに内容を御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

第1款保険料第1項介護保険料2億2,118万円です。第1号被保険者に係る保険料収入となっております。被保険者数につきましても、特別徴収の方が2,801名、普通徴収250名で積算しております。

次に、第2款使用料及び手数料第1項手数料1万5,000円です。督促手数料となります。

第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金は2億8,480万9,000円です。第2号被保険者及び介護予防日常生活支援総合事業に係る支払基金からの交付金でございます。

第4款国庫支出金第1項国庫負担金1億7,977万9,000円で、介護給付費の国庫負担分でございます。

第2項国庫補助金6,996万7,000円で、調整交付金等でございます。

第5款県支出金第1項県負担金1億5,698万2,000円は、介護給付費負担金の県負担分でございます。

第2項県補助金757万6,000円につきましても、地域支援事業に係る補助金の県負担分でございます。

第6款財産収入第1項財産運用収入3万2,000円。介護給付費準備基金の利子計上でございます。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金1億6,035万7,000円は、介護給付費及び地域支援事業等に係る一般会計負担分の繰入れでございます。

第2項基金繰入金2,213万7,000円は、介護給付費準備基金の繰入金でございます。保険料水準の維持のため、前年度に引き続き繰入れを行う

ものでございます。

第8款繰越金第1項繰越金1,000円は、科目計上のみでございます。

第9款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1,000円、第2項雑入6,000円につきましても科目設定のみの計上でございます。

以上、歳入合計が11億284万2,000円でございます。

次ページ、134ページになります。

歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費900万6,000円でございます。電算システムほかの一般事務経費となります。令和6年度からの大郷町高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画の策定のための調査費用などで、前年度比で93万6,000円の増でございます。

第2項徴収費16万9,000円。徴収事務経費の計上でございます。

第3項介護認定審査会費801万7,000円。調査員の報酬のほか、介護認定審査会に係る黒川地域行政事務組合への負担金の計上でございます。

第4項運営協議会費22万円は、委員報酬等でございます。

第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費9億1,297万5,000円。在宅介護サービスほかの介護サービス給付費でございます。

第2項介護予防サービス等諸費2,342万4,000円は、予防サービスに関する給付費でございます。

第3項高額介護サービス費2,702万4,000円及び第4項高額医療合算介護サービス等費313万2,000円。実績からの計上でございます。

第5項特定入所者介護サービス等費6,963万6,000円。こちらも同様でございます。

第3款地域支援事業費第1項介護予防・生活支援サービス事業費930万9,000円は、介護予防訪問介護サービス等に要する経費の計上でございます。

第2項一般介護予防事業費935万3,000円は、健康長寿対策事業等に関する経費の計上でございます。

第3項包括的支援事業・任意事業費2,724万2,000円は、地域包括支援センターの運営経費のほか、緊急通報システム等の計上でございます。

第4款基金積立金第1項基金積立金3万2,000円で、介護給付費準備基金に係る利子の積立て分でございます。

第5款公債費第1項公債費5万円は、一時借入金の利子の計上をしたものでございます。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金25万2,000円につきまして

は、保険料の還付金等でございます。

第7款繰出金第1項繰出金1,000円は、科目計上でございます。

第8款予備費第1項予備費として、300万円を前年同額計上してございます。

歳出合計11億284万2,000円になります。

続きまして、135ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為につきまして御説明いたします。

事項としまして、介護保険事業計画策定業務。期間は令和4年度から令和5年度まで。限度額を387万2,000円とするものでございます。令和6年度からの大郷町高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画の策定のための基礎調査を令和4年度から行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、議案第34号の説明を終わります。

事項別明細書を御確認いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第34号について説明を終わります。

次に、議案第36号及び議案37号、議案第38号並びに議案第40号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第36号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

161ページをお開き願います。

議案第36号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計予算。

令和4年度大郷町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,366万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地

方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、加入状況について報告いたします。

令和4年1月末における処理区域内の戸数は1,306戸です。人口は3,621人であり、うち水洗化は1,068戸、人口は3,077人で、水洗化率は85.0%となっております。

令和4年度の当初予算につきましては、下水道ストックマネジメント計画策定業務の完了などにより、前年比2,543万2,000円の減額、率にして10.2%の減となっております。

162ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算により御説明いたします。

歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項負担金83万円は、受益者負担金の収入見込額です。前年度比17万円の増額です。

第2款使用料及び手数料第1項使用料4,733万5,000円は、下水道使用料の収入見込額です。前年度比117万7,000円の増額です。

第2項手数料15万2,000円は、公認業者、責任技術者登録手数料です。前年度比4万6,000円の増額です。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金1,500万円は、マンホールポンプ長寿命化計画に基づくマンホールポンプ改築更新工事に係る社会資本整備総合交付金で、前年度比1,000万円の減額です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金1億3,751万7,000円は、財源調整に伴い不足分について一般会計からの繰入れによるものです。前年度比1,211万7,000円の減額です。

第5款繰越金第1項繰越金50万円は、前年度の繰越金の収入見込額で、前年度と同額計上です。

第6款諸収入第1項雑入23万5,000円は、排水設備指定工事店保証金積立金の利子並びに下水道フェアに伴う助成金です。前年度と同額計上です。

第7款町債第1項町債2,209万2,000円は、マンホールポンプ改築更新工事に係る下水道事業債並びに公会計移行適用業務に係る公営企業会計適用債です。前年度比470万8,000円の減額です。

歳入合計で2億2,366万1,000円とするものです。

次の、次ページの歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費6,231万3,000円は、職員の人件費、マンホールポンプ等の施設の維持管理に伴う修繕料や点検業務、水質検査業務、料金計算業務などの委託料、吉田川流域下水道維持管理負担金などです。公共下水道ストックマネジメント計画策定業務などの完了により、前年度比925万9,000円の減額です。

第2項下水道建設費3,770万円は、公共汚水ます設置工事、マンホールポンプ改築更新工事、下水道管路埋設舗装復旧工事によるものです。前年度比107万8,000円の減額です。

第3項流域下水道費144万6,000円は、吉田川流域下水道建設費負担金です。前年度比44万3,000円の増額です。

第2款公債費第1項公債費1億2,170万2,000円は、下水道事業債の元利並びに利子償還金で、前年度比1,553万8,000円の減額です。

第3款予備費第1項予備費50万円は、前年度と同額を計上しております。

歳出合計で2億2,366万1,000円とするものです。

次ページをお開きください。

第2表 債務負担行為です。

事項1、公営企業会計システム構築業務につきまして、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を409万2,000円とするものです。

事項2、令和4年度大郷町水洗便所改造資金利子補給につきまして、期間を令和4年度から令和8年度までと定め、限度額を3万円とするものです。

事項3、令和4年度大郷町水洗便所改造資金損失補償につきまして、期間を令和4年度から令和9年度まで、限度額は、融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものです。

次ページになります。

第3表 地方債です。

起債の目的であります。1、公共下水道事業は、マンホールポンプ改築更新工事に係るもので、限度額を1,500万円とするものです。起債の方法は証書借入、利率を5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金についてはその融資

条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものです。

同じく、2、公営企業会計適用事業には、令和6年度からの公営企業法会計適用に向けた委託業務に係るもので、限度額を709万2,000円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は、公共下水道事業と同じです。

以上で、議案第36号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、182ページをお開き願います。

議案第37号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案第37号 令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算。

令和4年度大郷町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,608万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、加入状況について御説明申し上げます。

令和4年1月末における処理区域内戸数は258戸です。人口は757人。うち、水洗化戸数は202戸、人口は616人で、水洗化率は81.4%となっております。

令和4年度の当初予算につきましては、公営企業会計適用業務などの実施により、前年度比189万9,000円の増額、率にして3.5%の増となっております。

183ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算について御説明いたします。

まず、歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項分担金12万円は、受益者分担金の収入見込額です。前年度比7万8,000円の減額です。

第2款使用料及び手数料第1項使用料567万6,000円は、農業集落排水使用料の収入見込額で、前年度比2万4,000円の増額です。

第3款繰入金第1項他会計繰入金4,689万7,000円は、財源調整に伴い、不足分について一般会計からの繰入れによるものです。前年度比35万9,000円の増額です。

第4款繰越金第1項繰越金50万円は、前年度の繰越金の収入見込額で、前年度と同額計上です。

第5款町債第1項町債289万4,000円は、公営企業会計適用業務に係る公営企業会計適用債です。前年度比159万4,000円の増額です。

歳入合計で5,608万7,000円でございます。

次ページになります。

歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費2,643万7,000円は、職員の人件費、粕川処理場の維持管理費、マンホールポンプの点検清掃業務、料金計算業務委託料、事務経費などです。前年度比188万6,000円の増額です。

第2項農業集落排水事業建設費198万円は、公共污水ますの設置工事費の計上です。前年度と同額計上です。

第2款公債費第1項公債費2,717万円は、起債の元利並びに利子償還金で前年度比1万3,000円の増額です。

第3款予備費第1項予備費50万円は、前年度と同額の計上です。

歳出合計で5,608万7,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為です。

事項1、公営企業会計システム構築業務につきまして、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を59万4,000円とするものでございます。

事項2、令和4年度大郷町農業集落排水水洗便所改造資金利子補給につきまして、期間を令和4年度から令和8年度まで、限度額を1万6,000円とするものです。

事項3、令和4年度大郷町農業集落排水水洗便所改造資金損失補償につきまして、期間を令和4年度から令和9年度まで、限度額は、融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものです。

186ページになります。

第3表 地方債です。

起債の目的であります1、公営企業会計適用事業は、令和6年度からの公営企業法適用会計に係る委託業務で、限度額を289万4,000円とするものです。起債の方法は証書借入、利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により銀行、その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとするものです。

以上で、議案第37号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、201ページをお開き願います。

議案第38号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第38号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算。

令和4年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,971万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、設置状況について御説明いたします。

処理区域内における令和4年1月末の浄化槽設置基数は711基でございます。水洗化人口は2,040人。計画処理区域人口3,440人に対し、水洗化率は59.3%となっております。

令和4年度は、合併浄化槽の設置基数を前年度当初と同数の15基を見込んでおり、予算については町管理基数の増などにより前年度比264万8,000円の増額、率にして3.9%の増となっております。

では、202ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算を御説明いたします。

初めに歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項分担金73万円は、合併浄化槽15基分の受益者分担金の収入見込額です。前年度と同額を見込んでおります。

第2款使用料及び手数料第1項使用料2,211万2,000円は、合併浄化槽使用料の収入見込額です。前年度比51万3,000円の増額です。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金490万円は、合併浄化槽15基分の設置に伴う国庫補助金です。前年度と同額の計上です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金3,055万9,000円は、財源調整に伴い、不足分について一般会計からの繰入によるものです。前年度比2万1,000円の増額です。

第5款繰越金第1項繰越金50万円は、前年度と同額の計上です。

第6款諸収入第1項雑入20万円は、消費税並びに地方消費税還付金の見込額で、前年度と同額を見込んでおります。

第7款町債第1項町債1,071万4,000円は、浄化槽設置工事に伴う下水道事業債及び公営企業会計適用業務に係る公営企業会計適用債です。前年度比211万4,000円の増額です。

歳入合計で6,971万5,000円でございます。

次に歳出になります。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費4,615万6,000円は、職員の人件費、汚泥くみ取り料、料金計算業務委託料、修繕費、保守点検・法定検査委託料、排水設備設置補助金などです。町管理基数の増などにより前年度比287万1,000円の増額です。

第2項合併浄化槽建設費1,451万9,000円は、合併浄化槽15基分の設置工事費並びに事務経費などです。前年度比3,000円の減額です。

第2款公債費第1項公債費854万円は、起債の元金・利子償還金です。前年度比22万円の減額です。

第3款予備費第1項予備費50万円は、前年度と同額計上です。

歳出合計で6,971万5,000円でございます。

次ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為です。

事項1、公営企業会計システム構築業務につきまして、期間を令和4年度から令和5年度までとし、限度額を191万4,000円とするものです。

事項2、令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金利子補給につきまして、期間を令和4年度から令和8年度まで、限度額を1万6,000円とするものです。

事項3、令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金損失補償につきまして、期間を令和4年度から令和9年度まで、限度額を、融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものです。

205ページになります。

第3表 地方債です。

起債の目的である1、合併処理浄化槽整備事業は、戸別合併処理浄化槽設置工事に係るもので、限度額を830万円とするものです。起債の方法は証書借入、利率につきましては5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものです。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものです。

同じく、2、公営企業会計適用事業は、令和6年度からの公営企業法適用会計に向けた委託業務で、限度額を241万4,000円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、合併処理浄化槽整備事業と同じです。

以上で、議案第38号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、230ページをお開き願います。

議案第40号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第40号 令和4年度大郷町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和4年度大郷町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数は2,730戸で、前年度比40戸の増を見込んでおります。

第2号 年間総給水量は80万3,000立方メートルで、前年度比1万1,000立方メートルの増を見込んでおります。

第3号 1日平均給水量は2,200立方メートルで、前年度比37立方メートルの増を見込んでおります。

第4号 主な建設改良事業は、老朽管更新事業などがございますが、大松沢地区配水管布設替工事や木の崎地区石綿セメント管更新工事、川内地区上水道埋設部舗装本復旧工事などを予定しており、予算額が9,400万2,000円で、粕川大橋添架管更新工事などの完了により、前年度比1億3,467万4,000円の減でございます。

次に、収益的収入及び支出です。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
収入です。

第1款水道事業収益を2億4,794万円とするものです。前年度比679万9,000円の減額、率にしまして2.8%の増を見込んでおります。

第1項営業収益2億2,852万4,000円は、水道料金、開・閉栓手数料、下水道などの事務手数料で収入を見込んでおり、新規加入者の増などにより、前年度比767万7,000円の増額です。

第2項営業外収益1,941万3,000円は、長期前受金戻入益、引当金戻入益、預金利息が主なもので、消費税還付金見込額の減により、前年度比87万9,000円の減額です。

第3項特別利益3,000円は、科目の計上です。

次に、支出です。

第1款水道事業費用を2億2,905万9,000円とするものです。前年度比345万2,000円の減額、率にして1.5%の減となっております。

第1項営業費用2億1,177万6,500円は、大崎広域水道からの受水費、水質検査や漏水調査、配水管電気設備の修繕料などの原水給水費、職員の人件費やメーター検針業務、水道料金システム委託料などの総係費、建物・構築物等の減価償却費などで、東成田浄水場雨水ポンプ修繕の完了などにより、前年度比281万4,000円の減額です。

第2項営業外費用1,029万2,000円は、企業債の利息などによるもので、

前年度比63万8,000円の減額です。

第3項特別損失2,000円は、科目の計上です。

第4項予備費は、100万円を計上しております。

次ページをお開き願います。

資本的収入及び支出です。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,592万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,856万4,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額736万4,000円で補填するものとする。

収入です。

第1款資本的収入を7,200万4,000円とするものです。前年度比1億2,269万3,000円の減額、率にしまして63.0%の減を見込んでおります。

第1項工事負担金、第2項他会計負担金1,000円は、科目の計上です。

第3項企業債5,900万円は、水道管路緊急改善事業である大松沢地区配水管布設工事、水道管路近代化推進事業である木の崎地区石綿セメント管更新工事に係る企業債で、粕川大橋添架管更新工事の完了により、前年度比7,700万円の減額です。

第4項国庫支出金1,300万円は、大松沢地区の配水管布設工事に係る国庫支出金で、粕川大橋添架管更新工事の完了により、前年度比4,400万円の減額です。

第5項出資金、第6項他会計補助金1,000円は、科目の計上です。

次に、支出です。

第1款資本的支出を1億3,793万2,000円とするものです。前年度比1億3,354万8,000円の減額、率にしまして49.2%の減となっております。

第1項資産購入費1,000円は、科目の計上です。

第2項建設改良費9,400万2,000円は、大松沢地区配水管布設工事や木の崎地区の石綿セメント管更新工事、川内地区上水道埋設部舗装本復旧工事によるもので、粕川大橋添架管更新工事の完了により、前年度比1億3,467万4,000円の減額となっております。

第3項企業債償還金4,392万9,000円は、石綿セメント管更新事業などに伴う企業債の元金償還金で、前年度比125万7,000円の増額となっております。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的であります1、水道管路緊急改善事業につきましては、大松沢地区の配水管布設工事に係るもので、限度額を2,600万円とするものです。起債の方法は証書借入、利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他都合により繰上償還または低利に借換えすることができるとするものです。

同じく、2、水道管路近代化推進事業につきましては、木の崎地区の石綿セメント管更新工事に係るもので、限度額を3,300万円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、水道管路緊急改善事業と同じものでございます。

次に、一時借入金。

第6条 一時借入金の限度額は1,000万円と定めるものです。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用とするものです。

(議会の議決を経なければ、流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費を1,257万5,000円とするものです。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、50万円と定めるものです。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で、議案第40号の提案理由の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第40号につきまして、それぞれ事項別明細書などを御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 (石川良彦君) 以上で、議案第36号及び議案第37号、議案第38号並びに議案第40号の説明を終わります。

次に、議案第39号について説明を求めます。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） それでは、議案第39号につきまして、提案理由を御説明いたします。

予算書の221ページを御覧願います。

議案第39号 令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算。

令和4年度大郷町の宅地分譲事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,846万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

当会計は、中粕川地区かさ上げ宅地と中村原宅地の2団地の分譲に関する特別会計となります。販売関連費用、維持管理費用及び公債費について計上した予算内容となっております。

222ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算です。

初めに、歳入ですが、第1款繰入金第1項他会計繰入金は881万円です。事務費、公債費に対する一般会計からの繰入金となります。

第2款繰越金第1項繰越金は1,000円で、科目計上となります。

第3款財産収入第1項財産売払収入1億1,965万4,000円です。中粕川団地5区画、中村原団地11区画分の宅地販売収入となります。

歳入合計は1億2,846万5,000円となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

223ページをお開き願います。

第1款宅地分譲事業費第1項宅地分譲事業費1億2,119万円です。中粕川かさ上げ宅地、中村原団地の2団地に係る販売宣伝経費、維持管理経費及び宅地分譲売払収入分の一般会計繰出金となります。

第2款公債費第1項公債費717万5,000円です。造成事業費として借り入れた町債の元金と利子の償還金となります。

第3款予備費第1項予備費10万円です。

歳出合計は1億2,846万5,000円となります。

以上、歳入歳出予算は1億2,846万5,000円となり、前年度当初予算との対比では1億2,843万1,000円の減額となりました。

議案第39号 宅地分譲事業特別会計予算につきましての説明は以上となります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第39号の説明を終わります。

これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 前 1 1時58分 休 憩

午 後 1時15分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、午前に提案されました議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑は、議案に対する基本方針や大綱的な事柄を中心に置いていただき、会議規則第50条第3項並びに第51条の規定により行ってください。

なお、個別事項につきましては、後ほど設置される特別委員会で質問されるようお願いいたします。

まず、議案第32号について総括質疑を行います。

総括質疑の発言通告がありますので、順次発言を許します。4番大友三男議員。自席でよろしいです。

4番（大友三男君） それでは、会計に対する総括質問を行いたいと思います。

令和3年度に見直し策定された大郷町総合計画についての関連でお聞きいたします。

本町では、昨年3月に大郷町総合計画、大郷町都市計画マスタープラン、大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略が見直し策定されましたが、これらの計画は、令和4年度過疎地域に認定される本町の存続にとって大変重要な計画と考えます。

令和3年度は、見直す前と比較し、見直した事業展開を行い、実績を上げ、検証を行ったと思いますが、検証結果を踏まえ、令和4年度予算執行に当たり、本町全ての事業に影響する喫緊の課題である人口減少に歯止めをかけ、言葉だけでなく確実に人口増につなげるため、確実に実績を上げるため、令和3年度と比較しどのような事業展開を行うお考えなのか、お伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの御質問であります。見直し策定された大郷

町総合計画についてというテーマではありますが、過疎指定については、先日の新聞報道がなされましたが、正式に指定をまだ受けてございません。大郷町総合計画や、大郷町都市計画マスタープランとの整合性を図った過疎計画をこれから策定してまいります。計画に沿った事業を実施してまいります。

また、現在策定中の地域再生計画を基に、地域のにぎわいを創出し、大郷町の魅力を前面に打ち出しながら、移住定住の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

本町では、今、人口を増やすための宅地造成も手をかけておりません。ただ、民間の事業者が平成25年に申請された味明団地造成も9年目に入っておりますが、いまだにあのような状況であります。今ここで、本町で人口を増やす施策を、まだまだ時間がかかるなと思います。

ただ、そうでない地元の企業が、ミニ団地といいますか、小規模の団地を造成する計画もあるやに聞いてございますので、そういう方々に努力をしていただける環境をつくってまいりたいというふうに思っております。

その人口を増やすための魅力ある大郷町にするために、本格的な観光事業にも取り組みながら、地域財政計画を実効あるものにしていくための、ただいま関係各所をお願いをして、今後計画策定に御参加をお願いする旨通知を出しているところでございますので、もう少し待たなければ、議員のおっしゃっている内容に、明日にこうなるというわけにはまいりません。

今、町民課から、本町の人口状況どうなっているのかペーパーを頂きましたが、今年の、令和2年度で死亡した方131人、出生した方、生まれた子供さん37名。令和3年1月から12月までの間に、亡くなった方129名、生まれたお子さんが19名という数字のようであります。

大変本町の自然減少が加速する中で、これを後追いするような政策ではなかなか追いつかない。これはその先をどう設定して、どんな戦略を取るかということは、町長の田中 学1人だけではどうにもならない。議員は14名。町長は1人。14対1の議論ではなかなか時間もかかる。

そこで、町内外からまちづくりの有識者を総動員すると、こういうことを施政方針で申し上げました。町内にこれだけの人脈がないということではございませんが、なかなか慣れない仕事であって、慣れている町外の皆さんを呼び込んで、まちづくりに協力をしていただくというのが令和4年度の施政方針の概要であります。

以上、大友議員の御質問に対して答弁させていただいた内容でございます。

議長（石川良彦君） 大友議員。

4番（大友三男君） 今の件で詳細質問という形でもう一度質問させていただきたいんですけども。

町長、この本会議に当たってもいろいろとおっしゃっていることがあるんですけども。人口減少は地域力の衰退に直結すると。喫緊に取り組むものなんだと。交流人口を増加させる。交流人口を事業の骨格としていく。交流人口を最終的に移住定住するほうにつなげる。新住民が新しいまちをつくと発言なさっていますけれども、このような、話としてだけでなく、令和3年度と比較して、令和4年度はこの事業の骨格としている交流人口を何人増加させるのか、総数として何人を目標としているのか。さらに、移住定住者を何人増加させるのか。具体的な数字、目標といいますか、そういうものも示しながら、どのような事業に反映させていくのか、お考えを伺いたいと思うんですけども。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） それは、まだ草案もできていない、これからだと言っておりますので、腹減ったとこさ、飯食うようなわけにいかないんですよ、この政治というのは。あなた、この数字で、物を買ってきてここに準備するみたいな、今、わけにいかない。だから時間がかかっているんですよ。そんなに簡単なんだったら誰でもしているんじゃないですか。あなたにそういう考えがあるんだとすれば、教えてくださいよ。受け入れるから、どんどん。

議長（石川良彦君） 大友議員。

4番（大友三男君） もうちょっと具体的な目標を示していただけるのかと思って再質問させていただいたんですけども。

これ、極端な話をしますと、やはりその総合計画なり何なり、この関連した計画を見直しすると。この見直しするに当たってもやはりいろんな、毎年毎年それなりにその実績といいますか、成果を上げるためにこれ見直しをかけているんだと思うんです。そうした中で、やはりちゃんとした数値目標というものを掲げながら、やっぱりそれに近づけるような努力をしながら、いろんな事業展開というものを行うことがベストじゃないかということに私考えるので、御質問させていただいたんですけども。数値がないというのではどうしようもないんですけども、でも、実際やっぱり目標っていうものをしっかり掲げて、それに向かっ

て（「やってないよ」の声あり）数値目標をしっかりと掲げて（「だから、やってない」の声あり）事業展開というのを（「分かんねえなあ」の声あり）していくべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） あなた、話分からないの。まだその段階に行っていないことを言っているんです。議決案件として議会に示す、その段階になれば、そういう数字も皆入ってきますよ。今、私の施政方針を申し上げた。こういうまちにしていかなくてないということを申し上げているのであって。それを分かんないんでは、ちょっと見直したほうがいいんでないかな。

議長（石川良彦君） 次に、12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今、大友議員に対する町長の答弁を聞いていて、私もそう言われるのかなと思って恐れ多く、とても質問はできないかなと思いつつも、あえて通告しておりましたので質問したいと思います。

議案第32号の令和4年度の一般会計予算について、次の5点について総括質疑を行いたいと思います。全ては町長の施政方針から、私なりにそれをどのように具体化していくのか、町民も思っていると思うので、その具体的な進め方がもしあれば、お聞きしたいということです。

1番目、施政方針には、高齢者雇用安定法を生かし、高齢者が活躍できるまちづくりを図るため町内職場環境の整備を求めていくということですが、当初予算の歳出の款のどこにそのような具体的なものが入っているのか、お聞きしたいと思います。

それから2番目、先ほども町長答弁されましたが、内外から有識者を総動員し、地域再生計画に取り組み、地産地消で地域活性化を強力に推進する具体的な取組内容について。本当にこれ素晴らしいし、もちろんこうやってほしいなと思って期待しているところでございますが、この具体的な取組の進め方として、当初予算の……私は款の、特に5款の農林水産業費にこれ含まれるのかなと思うんですが、この辺、どこからその辺を、いわゆる意欲を読み取ったらいいのか、教えてほしいと思います。

3番目、前からこれ出ているんですが、里山プロジェクト構想について。令和4年度には具体的にどのような取組を考えているのか、当初予算の款の歳出のどこにそれが入っているのか。里山プロジェクトを本当に子供たちが、町外から子供、保護者が来て、町に足を運ぶということは本当に素晴らしい、私なりに思うんですが、具体的にそれがどこを見

たらいいのか。ないんですね。その辺についてどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

それから、これは先ほどの町長の熱意も分かるんですが、4番目として、町長の持っている熱い思い、斬新な発想力の具体化は、当初予算を通じ、ただ言葉、方針だけではなく町民が共有してこそ初めてこれらの実現の明かりが見えてくるものと私は考えます。ところが、この令和4年度の町民に新たに示していく具体的な内容、どうもそれらの熱い思いがどこにあるのか、方針は私も出せますが、具体的にどう進めていくのかという考えを尋ねた場合に、なかなか予算の内容から見えないということで、それもお聞きしたいと思います。

最後になりますが、5番目に、これはいつでも私思っているんですが、自分の健康は自分で守る、これは当然ですよ。ただ、守れない方をどう救うか、これが我々の福祉の今一番求められているところであって、自分の健康は自分で守ることができる人はいいいですが、自分で自分の健康を守れない、そういう方々が、この高齢化率の高まりとともに急激に増加しているのが実態だと思います。これらの方々への支援対策について、令和4年度に新たに示しているこういう当初予算のどこの歳出にあるのか、この辺についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 千葉議員にお答えしたいと思います。

私のこのたびの令和4年度の施政方針によくぞ、気がついていただいたということで、大変ありがたく感謝をしているところであります。

括弧、この1番の、高齢者の活躍できるまちづくりの内容につきましては、町内職場環境の整備についてどうしていくかということは、今後、仙台市に隣接している本町、東北縦貫道路、三陸自動車道路のインターチェンジも近い、近隣市町村と比較して土地も安い、未開発の土地も多くあるなどの優位性を生かした、農業だけでなく商工業者も含めた企業誘致を積極的に推し進めていく。そして、高齢者でも働ける環境を整えていきたいということを施政方針で申し上げている。

特に、企業的大規模農業法人に企業が令和4年度中に操業を開始し、予定どおり開始となれば、相当の雇用が見込まれるので、今のうちから担当も企業側と連絡・協調を図りながら、企業も満足できるような雇用体系を整えてまいりたいと。

また、本町には高齢者の職場としてシルバー人材センター、この組織を活用した、生活に密着した様々な場面で活躍いただいているところで

ございますので、さらに質の高い高齢者雇用環境をつくり上げて、町が先頭に立って企業にお願いしてまいりたいという考えを申し上げたところでもあります。

企業誘致経費については、3款でシルバー人材センター運営支援、5款での農業法人等を対象とした支援経費等により措置しているところがございます。いずれ、審査会でもっと詳しい形で議論してまいりたいというふうに思っているところでもあります。

2番目、観光事業での地産地消で地域活性化につなげる問題を、私はこう捉えているんですが、地域再生計画によって縁里山プロジェクト、かわまち事業、古民家再生事業、道の駅活性化の、この4本柱で大郷町の点から点を集中できるような、遊び回れるような、そんな事業を展開してまいります。

本町独自の観光資源をどう生かしていくか。この4つの資源を有機的に結合させて、大郷町独自の、よそのまねごとでない、そういう観光資源を生かした事業を展開していくという計画であります。

この事業にも、我々だけの知識ではどうにもならないので、もっと高所大所に立って広い視野で世の中を見通すことのある人たちに、我々と一緒に草案づくりにお願いしたいということで、今その現場、ゼネコンも含めてデベロッパーにも声をかけてまとめてまいりたいという考えであります。

まだ、このような事業計画が構築していないものですから、予算は今必要でございません。いずれ予算が必要になってまいりますので、その際補正でお願いする考えであります。

それから、3つ目、縁プロジェクトにつきましては、現在の事業の参画を検討している民間企業と様々な事業が展開するわけでありまして、その事業に参加できる企業に今声をかけて、何社かあるようではありますが、これももう少し時間が要する内容でありますので、これも予算化する必要は今ございませんので、いずれ必要なタイミングで、予算を提案する時期がまいりましたら、議決案件ですから丁寧に御説明を申し上げてまいりたいというふうに思います。

4番目につきまして、今回提案する当初予算案については、施政方針でも申し上げましたとおり、町民の皆さんからいただいた信任を私今背負って、令和4年度の全ての款にわたって、ふるさとを思う予算編成を編成したところでもあります。過疎計画や地域再生計画に基づく新規事業の実施に対しましては、今後具体的な実施計画案とともに、補正予算を

計上させていただくことになるわけではありますが、もっと過疎の町大郷が脱却するための、本当に次の世代がこの町で受け取るわけにいかないと言われるような内容では困るわけだから。受け取ることが、本当に我々を考えた町なんだと自負する、誇りに思う、そんな内容にすることが、私は求めたい。

ですから、申し上げれば、この地域再生計画の田中の理念は、大郷町の経済、財政の安定を図るためのプロジェクトであるということ。私、前に町長になったときには、行財政改革を進めてまいりたいということで行財政改革をやった。その中であの川内工業団地も造った。馬券売り場、ボート舟券売り場も造った。財政を強くしようという考え方でありました。ただ、経済というものを私は持っていなかった。

それで、考えてみればこんなことを、議員大変申し訳ない、聞きにくいこといっぱい出てきますから。ごめんね。今私、過去に振り返って、過去に学んで今後どうするかということになるわけですよ。まちづくりというもの、家づくりは。おやじがやったから俺がそのままいいんだ、じゃない。おやじが失敗したから俺はこうしていくんだっていう、そういう考え方もございます。大郷町も、昭和の過疎、指定を受けたときに何をやってきたかということは今考えなければなりません。この令和新时代に、次の世代を我々本当に……。

議長（石川良彦君） 簡単に。過去のことを簡単に。答弁の内容に沿ってできればお願いします。

町長（田中 学君） はい。じゃ、感情を入れなくてやらせていただきたいたいです。

この現状維持でいいのであれば何もする必要ない。ところが大郷町、現状維持ではいずれ破綻する。だから今、天の恵みというか、この令和の過疎の認定を受けるということはまさにチャンスなんですよ。大郷町がこれから進めていく、そのチャンスをどう生かすかなんですよ。今の農家の担い手がなくて困ったという、そういう発想じゃ駄目なんだ。担い手がなくても農業できるような環境をつくっていくという、今その作業にも入らなくてない。

若生議員、そうですよ。これは14人の議員みんな一緒。私町長1人。14対1で今やっているんですから。聞いていてくださいよ、私言うの。

議長（石川良彦君） あと、5番目についても答弁ありますから。

町長（田中 学君） そういうことで、目的と手段を取り替えないで、あなたの提案しているものもこの予算の中にいっぱい含んでいる。

じゃ今度、すみません。5番に入らせていただきます。

5番目、これも大事なんですね。自分で自分の健康、自分で自分が健康を守る、「が」なんだよ、俺から言うと。自分で自分が健康を守れない人どうするのという御質問。

健康を守れない人への支援対策については、まず、4款で健康診査の受診勧誘を行い、健康についての重要性の確認をいただくよう努めてまいります。また、3款で、高齢者外出支援事業、通院し、自分の健康を自分で守っていただけるような支援をしてまいります。おぶって歩くわけにいかないから、そういう人は施設に入院してもらったり、そのための介護保険もやっぱり充実しているから大丈夫だ。そういうことです。

以上、千葉議員の私の施政方針に対する御注文いただいたことに感謝を申し上げて、終わります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私、町長の施政方針素晴らしいなと思っているんですよ。ただ具体的に、予算的にどこから我々が、終わってから予算審査委員会やるわけなんですけど、ここからこの問題というか課題をさらに議会でもんでいくのに、いいものにしていくか、何かそこの入り口が分からないものだから、どこを見てやったらいいのかなということでお聞きしたんですが。

何かいろいろ聞くと、もちろん気持ちは分かったんだけど、具体的にどこから入ったらいいか分からないようなところがいっぱいあったものだから。入っていないんだよね。入っていないっていうことは、「入っていない」の声あり）施政方針は……（「入っている」の声あり）

せめてお聞きしたいのは、とりあえずいつ頃から、例えば何はせめて、最低でもいつ頃からやりたいと。私、里山プロジェクト、これとってもいいことだと思うんですが、なかなか、去年なんかからこれ話題になっていたんですが、全然大きな何か、いろいろゼネコンとかデベロッパーに声をかけているということですが、これ前から聞いているんですが、いまだに進んでいないということは、今年辺りはそろそろ具体的に見えてくるのかなと思うんですが、この辺だけでも具体的に何か見えているんですか。いつ頃やるか、その辺だけでもせめて出してくださいよ。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） こっちも町の財政乏しいから、できるだけ町の金を使わないでこっちの金でやってもらうように、今いろんなことを交渉しているわけ。だから時間かかるの。これ、予算持ってやってくれということ

になればすぐやれる。それでは、大郷町の財政からして、財政課長どうにもならないでしょう。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町の財政にはあまり触れたくないということで、外部から、外部の力に依存してやっていくと、財政に。そうすると、相手があつての仕事だということで、もう相手が出てこなければなかなか大変だということで理解していいわけですね。

最近、例えばローン会社のいろいろ問題もあったようですが、あれ、私云々言うんじゃないんですよ。あれは人間の個人的な問題でしょうが。ただ、そういう方々についてあまりにも頼ってしまうと、ついついもうデベロッパーだか、もう何かゼネコンだか分からないけれども、名前だけがデベロッパーだのゼネコンだの語っても、実態をつかまないでやってしまうと大変なことになるんで。その辺はみっちり構えながら、風評状況をつかみながら、かつ速やかに対応してほしいと思うんですが。改めてもう一度町長の見解を求めておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 味明の住宅団地みたいな、ああいうような格好になって投げられると困るから。こういうことのない信頼できる会社の、内容もいろいろ精査しながら、お互いに理解を深めながらやっていくから、ちょっと時間もかかるけれども、生まれればできるような、私も苦い経験していますが。（「ガーデン事業」の声あり）いや本当、足引っ張られるというのはああいうことですよ。そうならないように、今町民も心配しているから。信任は得たけれども、失敗しているんではどうにもならないでしょう。そうならないようにやっていきますから、御協力いただきたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 次に、1番吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 議案第32号 令和4年度大郷町一般会計予算の総括質問を町長の施政方針の中から質問させていただきます。千葉議員と重なる部分があるとは思いますが、質問させていただきます。

1点目、地域再生計画の策定についてということで、2点ほどお願いします。

1点目、令和3年度当初予算での総括質問では、これから絵を描いていきたいということでしたが、令和4年度当初予算の中にどのように反映されているのか、お伺いいたします。

2点目、施政方針に古民家計画、かわまちづくり事業、縁里山プロジ

ェクトを具現化するとあるが、財源について、財政負担内容についてお伺いいたします。

2点目、住民バス運行計画について。施政方針の、住民バス、予算内でできる限り、ニーズに沿った見直しを行い、これからも皆様の生活の足として御利用いただけるよう努めてまいりますと町長の施政方針にありましたが、以前、住民バスについての説明では、アンケート調査を行ったが、予算上、現状のまま運行を行うという説明がありました。この予算と町長の施政方針、どのように進まれていくのか、お伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） まず、1点目の地域再生計画の策定についてという御質問でございますが、これは、今まで弁者にも申し上げてきたとおり、地域再生計画については現在策定中で、具体的な実施計画に届く予算については、千葉議員にもお答えしたとおりで、今後、補正予算で必要に応じてお願いするということになり、今ここでこの予算計上していて、それを今度またそのことが順調にいかなければ、来年度また減額補正だということになりかねないということも見極めながら進めてまいりたいというふうに考えております。

2番目につきましては、事業計画が決定次第、重複するわけなんです、国県補助対象事業や地方債対象事業等を検討し、町として有利な財政措置を講じながら進めてまいりたいと思います。

それから……。

議長（石川良彦君） バス、バス、住民バス。

町長（田中 学君） 住民バスですが、住民バスについては、これも大変庁内では、特に担当も悩んでいるんですが、住民バスの運行につきまして、アンケートにあった土曜日曜の運行や、朝晩の増便など要望されているようではありますが、なかなか限られた財源でそのニーズに応じていくということを、それだけであればできないわけでございますが、類似のサービスがいっぱいあって、なかなかそれだけに特化するわけにいかないというのが今の状況です。

片方には、日中はほとんど乗らないで空気を運んでいるというような評価もございます。だったら、思い切って日中を運行しないで、始まった当初に戻って朝夕の通勤通学だけにして、日中の何人か必要とする人たちには別の方法で対応するなり、それは考える必要があるというふうに担当のほうにも申し上げているところであります。それで、今のマイ

クロバスでない、もっと小さなので小回り利くような内容にするなり、今の財源でやるのにはそれ以外ないなというふうに思っておりますので、もう少し住民との調整もさせていただきたいというふうに思っておりますので、いずれ新しい方針をお示ししたいというふうに思っています。

以上です。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第32号の総括質疑を終わります。

次に、議案第33号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第33号の総括質疑を終わります。

次に、議案第34号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第34号の総括質疑を終わります。

次に、議案第35号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第35号の総括質疑を終わります。

次に、議案第36号について総括質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第36号の総括質疑を終わります。

次に、議案第37号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第37号の総括質疑を終わります。

次に、議案第38号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第38号の総括質疑を終わります。

次に、議案第39号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第39号の総括質疑を終わります。

次に、議案第40号について総括質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第40号の総括質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号から議案第40号までについて、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号から議案第40号までを、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時07分 開議

議長（石川良彦君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に熱海文義議員、副委員長に佐藤 牧議員、以上のとおり選任されました。

お諮りします。委員会審査のため本日の会議終了から3月15日までの期間、本会議を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議終了から3月15日までの期間、本会議を休会とすることに決定いたしました。

なお、来る3月16日午前10時から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

議長（石川良彦君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 2時08分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員